

改正後

改正前

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(新設)

(平成 年分)		氏名			
		円	円		
試験研究費の額	①		平均売上金額	⑨	
事業所得に係る所得税額	②		平均売上金額の10%相当額 (⑨× $\frac{10}{100}$)	⑩	
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の額	③	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (①-⑩)	⑪	
	基準試験研究費の額	④	試験研究費割合 ($\frac{①}{⑨}$)	⑫	
	試験研究費の増加額 (①-③) (①≤④の場合は0)	⑤	超過税額控除割合 ($(⑫-\frac{10}{100}) \times 0.2$)	⑬	
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (⑤× $\frac{5}{100}$)	⑥	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (⑪×⑬)	⑭	円
本年税額基準額 (②× $\frac{10}{100}$)	⑦		本年税額基準額 (②× $\frac{10}{100}$)	⑮	
本年特別控除額 (⑥と⑦のうち少ない金額)	⑧		本年特別控除額 (⑭と⑮のうち少ない金額)	⑯	
			所得税額の特別控除額 (⑧の金額又は⑯の金額)	⑰	

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 6 項に規定する試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受けける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。</p> <p>(3) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑨」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑰」欄は、措法 10 条第 6 項第 1 号の規定の適用を受けける場合には、「又は⑯の金額」を消し、同項第 2 号の規定の適用を受けける場合には「⑧の金額又は」を消して記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第 10 条</p>	<p>(新設)</p>